

# しんしろ市民活動サポートセンター利用規約

この規約は、しんしろ市民活動サポートセンターの設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条に定めるしんしろ市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の利用に関して必要事項を定めるものとする。

（利用対象となる市民活動・ボランティア活動）

対象となる団体は、次の各号に該当する活動を行っていること

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救助活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 その他市長が特に公益性があると認める活動

（利用者）

利用者は要綱第5条に規定する団体等とし、あらかじめ、要綱第4条に規定する事務局に利用登録すること。

#### (施設等の利用)

利用者はサポートセンターに登録している市民活動に係る会議及び打合せを行う場合は、サポートセンターの会議室を利用できるほか、しんしろ市民活動サポートセンターチラシホルダー／PRスペース利用申請書（様式第1）により申請することで、サポートセンターのチラシホルダー及びPRスペースに最長1年間団体活動のチラシやPR物品等を置くことができる。ただし、次の各号に該当する場合は利用できない。

- 1 営利を目的としていると考えられるとき。
- 2 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することが目的と考えられるとき。
- 3 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することが目的と考えられるとき。
- 4 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに繁多することが目的と考えられるとき。
- 5 利用者の団体名の記載がない、又は利用者が作成していないチラシ等。（チラシホルダー及びPRスペース利用時に限る）
- 6 参加者から参加料を徴収するイベント又は研修を実施するとき。（サポートセンター利用時に限る）
- 7 その他、他人に迷惑を及ぼし、又はセンターの設置目的に反する行為があったとき。

#### (サポートセンター利用の申請)

利用の申請は、希望日の3か月前から受け付けるものとし、事務局に対し、電話、Eメール又は直接申し込む。

平日の午後5時以降及び土、日、祝日に会議室等を利用する場合は、利用希望日の5日前までに事務局まで申し込まなければならない。

多くの団体等が利用できるよう、同一団体等が連続して3日を超えて予約することはできない。

#### (利用料)

- 1 施設等の利用は無料とする。
- 2 活動にかかる消耗品（テープ・糊等）は各団体にて用意するものとする。

#### (原状回復)

退室の際は、室内を整理し、ゴミは持ち帰り、原状に回復すること。

(遵守事項)

- 1 秩序ある行動をとること。
- 2 許可を受けないで物品の展示、販売はしないこと。
- 3 室内の管理、運営について事務局の指示に従うこと。
- 4 室内で飲食した場合は、汚れはふき取りゴミは持ち帰ること。

(その他)

この規約に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年2月19日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

# しんしろ市民活動サポートセンターチラシホルダー／PRスペース 利用申請書

令和 年 月 日

新 城 市 長 様

申請者

団体名

代表者住所

代表者名

提出者名

電話番号（ ）

しんしろ市民活動サポートセンター利用規約に基づき、チラシホルダー／PRスペースを利用することを申請します。

内 容	
設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
問 合 先	

- しんしろ市民活動サポートセンター利用登録団体名が記載してあり、利用登録団体が作成したチラシ等である。
- 営利を目的としていない。
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することが目的として作成していない。
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することが目的として作成していない。
- 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに繁多することが目的として作成していない。
- その他、他人に迷惑を及ぼし、又はセンターの設置目的に反していない。
- 設置期間終了後は、団体員（会員）が回収する。

上記の内容を確認しました。

署名

※代表者又は提出者